

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月23日
【会社名】	株式会社日貿信
【英訳名】	Nichiboshin, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 稲見文康
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋1丁目12番8号
【電話番号】	03(3271)4602(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 田村公一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋1丁目12番8号
【電話番号】	03(3271)4605
【事務連絡者氏名】	ファイナンスセンター セクションリーダー 石川修
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 162,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1. 平成29年5月19日開催の取締役会決議によります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,500,000株	162,000,000	81,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,500,000株	162,000,000	81,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
108	54	1,000株	平成29年6月9日(金)	1株あたり108	平成28年6月9日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てた者から払込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅致します。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものと致します。

5. 申込証拠金には、利息をつけません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社日貿信 管理部	東京都中央区日本橋一丁目12番8号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
162,000,000	1,000,000	161,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用600,000円、及びその他諸費用400,000円であります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 ア 第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、平成28年9月第2四半期累計期間におきまして、フィービジネス事業では、家賃債務保証事業や不動産仲介手数料収入が前年実績を上回ったものの、M&A手数料収入と資産流動化事業による収入が落ち込みました。また、ファイナンス事業や債権回収事業では収益を計上したものの、営業費用と販売費及び一般管理費を賄うことができず、115百万円の営業損失を計上し、現金及び現金同等物の平成28年9月期末残高は40百万円となる状況に陥ったことから、喫緊に資本増強を実施し、純資産の厚みを増すことで、取引金融機関および顧客等から当社事業の継続性への信認を得ることを直接の目的としております。差引手取概算額161,000,000円の使途につきましては、運転資金に全額充当する予定です。具体的には業務の遂行上必要なインフラ(人件費、事務所維持費等)の増強に充てる予定で、支出時期は平成29年6月以降で具体的には未定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	一般社団法人南青山フォーラム	
	本店の所在地	東京都千代田区神田淡路町一丁目5番地3	
	代表者の役職及び氏名	代表理事 廣瀬彰	
	資本金	なし	
	事業の内容	1.投資全般に関する勉強会、交流会、講演会の企画及び実施 2.株式その他有価証券類、法人・組合等の出資持分の取得及び保有 3.不動産の売買、保有、利用、賃貸及び管理 4.信託契約に基づく信託受益権の売買、保有及び管理 5.その他投資全般	
主たる出資者	なし		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

ア 第三者割当を行うこととした理由

当社は第三者割当増資により調達する資金につきましては、運転資金に充てるとともに貸借対照表上の純資産の部の内容の改善を図り、当社事業の継続性についての信認を得ることを目的としております。これは、平成20年9月に生じましたリーマン・ブラザーズの経営破綻に起因する世界景気の後退による市況悪化の影響もあり、以降毎期連続の当期純損失を計上しておりました。かかる中、当社再建にご理解ご支援を頂いている取引金融機関および顧客等から資金繰りの安定化を指摘されておりました。このような環境下、平成28年9月第2四半期累計期間末には、現金および現金及び現金同等物の残高が40百万円となる等、取引金融機関および顧客等から当社事業の継続性への信認を得るためにも、喫緊に資本増強を実施し、純資産の厚みを増す必要が生じました。なお、この第三者割当増資を行なうことは、純資産の厚みを作ることを目的としていることから、今後、当社の株主価値及び企業価値を向上させるために必要不可欠なものであると考えております。

これが第三者割当増資が必要となった主な理由です。

当社といたしましては、株主・取引先・金融機関をはじめとする関係者の皆様に、当社の事業継続性への信認を得るため、改めて純資産への厚みにつながる資本増強策として、公募増資、株主割当増資を検討いたしました。現時点での当社の財務状況、業績では当社の期待する資本調達の可能性は低いと考えざるを得ず、本第三者割当増資を実施することが、資本調達できる最善の手段であると考え、迅速に実施することで、株主・取引先・金融機関をはじめとする関係者の皆様の信認回復を図ることができるものと考えております。

本第三者割当増資にあたっては、発行株数が増加するため、1株当たり株式価値に希薄化が生じます。具体的には、本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数1,500,000株に係る議決権数は1,500個となり、当社の総議決権数570個(平成29年3月31日現在)に占める割合が263.16%となりますが、第三者割当増資の実行により、純資産の厚みを求める取引等の要請に応え、当社の事業継続性への信認を高めるためのものであります。

以上のことから、現時点で本第三者割当増資を行うことが、当社の既存株主の皆様の利益を損なうことなく、企業価値の向上に寄与するとともに、株式の価値を高めることにつながるものと判断いたしました。

本第三者割当増資の割当先として増資に応じて頂く一般社団法人南青山フォーラムは、平成29年3月に設立された法人ではありますが、当社の事業について深くご理解を頂いている先でもあり、改めて当社企業価値の向上にご協力頂けるものと考えております。

イ 割当予定先との関係

(ア) 一般社団法人南青山フォーラム

一般社団法人南青山フォーラムは、平成29年3月に設立された法人であり、株式その他有価証券類、法人・組合等の出資持分の取得及び保有等を事業目的としています。当社代表取締役である稲見文康は、平成28年9月第2四半期累計期間末におきまして、営業損失、経常損失を計上し、平成29年3月期末におきましても営業損失、経常損失を計上することが想定されたことから、昨年より不動産・金融情報交換等により親交を頂いております一般社団法人南青山フォーラムの代表理事である廣瀬彰氏に当社資本増強に協力頂けるよう依頼いたしましたところ、当社事業並びに経営方針に対して理解を頂戴し、出資への賛同を頂いた次第です。

d . 割り当てようとする株式の数

一般社団法人南青山フォーラム 当社普通株式 1,500,000株

e . 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である、一般社団法人南青山フォーラムより当社に対するご支援を頂く趣旨から、中長期的に当社株式を保有することを口頭で確認しております。

当社は、割当予定先に対して、払込期日から2年以内に割当株式の全部、または一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名、名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面で報告すること、当社が当該報告内容を関東財務局に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確認書を払込期日までに締結する予定です。

f . 払込みに要する資金等の状況

一般社団法人南青山フォーラムにつきましては、平成29年5月19日に訪問し、平成29年5月19日現在の預金の残高を確認した結果、本第三者割当増資の払込みに関して問題ないと判断しております。

g . 割当予定先の実態

一般社団法人南青山フォーラムの全理事(2名)は税理士資格を有しており、同法人、全理事については、公益財団法人暴追都民センターに照会を行い、暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体との関係がないと回答を得ました。なお、一般社団法人南青山フォーラムに基金拠出者は存在しません。

h . 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資により発行される新株式1,500,000株に係る議決権の数は1,500個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の72.46%を保有することとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

当社は毎年、単元未満株主からの買取請求に対応するため、毎年期末の連結財務諸表ならびに確定申告書等の資料により、毎年株価算定を依頼しており、平成28年3月期における買取価格は108円と算定されていることから、本新株発行に関する取締役会決議日の直前営業日における須賀公認会計士事務所の算定による当社普通株式の単元未満株主買取価格といたしました。

この発行価格は、平成28年7月29日発行の当社株式の株価算定書により算出された価格であり、配当還元価額、純資産価額、収益還元価額による評価額に一定の加重平均割合ならびに非流動性ディスカウント値を乗じた価格であり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、本取締役会に参加した当社監査役全員より、新株式の発行価格については、上記の通り決定されていることから、当社の経営状況その他の要因を検討した結果であり、上記算定根拠による本新株式の発行にかかる発行価格は有利発行にあたらぬ旨の意見をそれぞれ述べられております。

従って、当社は、本第三者割当増資における発行価格は合理的な水準であると考えております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新規に発行する株式数1,500,000株に係る議決権の総数は、1,500個であります。本第三者割当増資ならびに自社株式売却前の当社株式の発行済株式総数810,787株に係る議決権の総数570個の263.16%に相当し、これによって1株当たり株式価値に希薄化が生じます。

現在の当社は自己資金のみにより運営を行っておりますが、平成28年9月第2四半期累計期間末において、営業損失、経常損失を計上し、平成29年3月期末におきましても営業損失、経常損失を計上する見込みであることから、本第三者割当増資を迅速に実施することは、取引金融機関および顧客等より従来から求められていた資本増強に応えることとなり、当社の事業継続性に信認頂けることに大きく寄与するものと判断されます。

本第三者割当増資により当社株式に希薄化が生じる結果となり、また、既存株主の皆様には議決権比率の低下が生じることとなりますが、本第三者割当増資による純資産の厚みを持たせることは、当社の将来的な企業価値の向上となり、結果として既存株主の皆様の利益向上につながるものと判断しております。

従って、当社は、本第三者割当増資による1株当たり株式価値の希薄化の影響は合理的な水準であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は1,500,000株（議決権個数1,500個）であり、取締役会決議前における当社の発行済株式に係る議決権の数570個に対して263.16%の割合となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることになること、また、本第三者割当増資が行われた場合、一般社団法人南青山フォーラムは当社の支配株主（親会社）となるため、本第三者割当増資は大規模な第三者割当増資に該当することになります。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
一般社団法人南青山フォーラム	東京都千代田区神田淡路町1丁目5番3号			1,500	72.46%
ジャパンインベストメントマネージメント有限公司	東京都中央区日本橋1丁目12番8号	154	27.02%	154	7.44%
佐藤 栄寿	宮城県栗原市	10	1.75%	10	0.48%
猿渡 広義	大阪府八尾市	10	1.75%	10	0.48%
翁長 清隆	千葉県富里市	10	1.75%	10	0.48%
高橋 憲治	埼玉県入間市	7	1.23%	7	0.34%
株式会社整理回収機構	東京都中央区丸の内3丁目4番2号	6	1.05%	6	0.25%
飯塚 宗也	埼玉県上尾市	4	0.70%	4	0.19%
野条 友子	兵庫県神戸市中央区	4	0.70%	4	0.19%
國近 晃文	岡山県倉敷市	4	0.70%	4	0.19%
川上 緑	愛知県名古屋市南区	4	0.70%	4	0.19%
計		214	37.54%	1,714	82.80%

- (注) 1. 平成29年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を平成29年3月31日現在の総議決権数570個に本第三者割当増資により増加する議決権数1,500個を加えた数で除して算出した割合であります。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成29年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社再建にご理解ご支援頂いている取引金融機関および顧客等から当社事業の継続性についての信認を得ることを目的としており、喫緊に資本増強を実施し、純資産の厚みを増す必要が生じました。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は1,500,000株(議決権個数1,500個)であり、取締役会決議前における当社の発行済株式に係る議決権の数570個に対して263.16%の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、本第三者割当増資により調達した資金は、純資産の厚みを求める取引先等の要請に応え、当社の事業継続性への信認を高めるためであることから、本第三者割当増資を行うことが、当社の既存株主の皆様の利益を損なうことなく、企業価値の向上に寄与するとともに、株式の価値を高めることにつながるものと判断したものです。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 平成28年8月31日に臨時報告書を提出しました。

a [提出理由]

平成28年7月29日、当社代表取締役社長渡辺国夫の逝去にともない、当社の代表取締役に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、提出するものであります。

b [報告内容]

代表取締役の異動(死亡による退任)

氏名 (生年月日)	旧役職名	異動年月日	異動日における所有株式数
渡辺 国夫 (昭和24年7月27日)	代表取締役社長	平成28年7月29日	40株

なお、平成28年7月29日開催の取締役会において取締役の役付変更を決議し、平成28年7月29日付で代表取締役専務稲見文康が代表取締役社長に就任いたしました。

2 本件第三者割当増資による事業等のリスクの変更はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第77期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第78期中間)	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	平成28年12月28日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月15日

株式会社 日 貿 信
取 締 役 会 御 中

京橋監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下 村 久 幸

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 宮 山 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日貿信の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日貿信及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しています。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月15日

株式会社 日 貿 信
取 締 役 会 御 中

京橋監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 下 村 久 幸

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 宮 山 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日貿信の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度に続き、当事業年度においても、営業損失、当期純損失及び特に営業損失については9期連続となっている。継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、資金繰りの前提となる家賃債務保証事業、M&A事業等の事業収入が極めて不透明な状況にあり、また販売費及び一般管理費の削減についての具体的な計画は提示されなかった。

したがって、当監査法人は、経営者が進めている対応策についての監査証拠等、継続企業の前提として財務諸表を作成することに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、当該財務諸表に対して意見を表明しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しています。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月26日

株式会社 日 貿 信
取 締 役 会 御 中

京橋監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	下 村 久 幸
代表社員 業務執行社員	公認会計士	小 宮 山 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日貿信の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度に続き、当中間連結会計年度においても、営業損失、親会社株主に帰属する中間純損失及び特に営業損失については9期連続となっている。継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、資金繰りの前提となる家賃債務保証事業、M & A事業等の事業収入が極めて不透明な状況にあり、また、販売費及び一般管理費の削減についての具体的な計画は提示されなかった。

したがって、当監査法人は、経営者が進めている対応策についての監査証拠等、継続企業の前提として中間連結財務諸表を作成することに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、中間監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、中間連結財務諸表に対して意見を表明しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月26日

株式会社 日 貿 信
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	下 村 久 幸
代表社員 業務執行社員	公認会計士	小 宮 山 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日貿信の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第78期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度に続き、当中間事業年度においても、営業損失、中間純損失及び特に営業損失については10期連続となっている。継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、資金繰りの前提となる家賃債務保証事業、M&A事業等の事業収入が極めて不透明な状況にあり、また、販売費及び一般管理費の削減についての具体的な計画は提示されなかった。

したがって、当監査法人は、経営者が進めている対応策についての監査証拠等、継続企業の前提として中間財務諸表を作成することに關する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の中間財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、中間監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、中間財務諸表に対して意見を表明しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。